

2026年度（令和8年度）
福山市一般廃棄物処理実施計画

1 計画期間

2026年（令和8年）4月1日から2027年（令和9年）3月31日まで

2 処理する一般廃棄物の種類

ごみ（固形状一般廃棄物）及び生活排水（液状一般廃棄物）

3 計画区域

（福山市全域）

行政区域内及び計画処理区域内人口			
行政区域内人口	448,265人	計画処理区域内人口	448,265人
固形状一般廃棄物			
計画収集人口	448,265人		
液状一般廃棄物			
計画収集人口（くみとり）	27,361人	みなし浄化槽人口	36,040人
浄化槽人口	51,807人	下水道人口	331,738人
自家処理人口	38人	集落排水人口	1,281人

4 収集する一般廃棄物の種類

(1) 一般家庭から排出された固形状一般廃棄物の分類

種類	主な品目
燃やせるごみ	紙くず、木くず、生ごみ、衣類・布類、プラスチック製の商品、汚れが落ちないプラスチック製容器包装、皮革類、灰等
容器包装プラスチックごみ	発泡スチロール、トレイ等のプラスチック製容器包装、ペットボトル容器
紙類（走島町を除く。）	新聞、雑誌、段ボール
資源ごみ	びん類、缶類、金属類、ストーブ、ファンヒーター等
不燃（破碎）ごみ	ガラス類、陶磁器類、小型家電その他不燃製品等
燃やせる粗大ごみ	木製の家具類、寝具類等
使用済乾電池等	蛍光灯、使用済乾電池、ボタン電池、充電式電池、充電式電池が取り外せない小型家電※、ビデオテープ、カセットテープ、使い捨てライター類

※ 「充電式電池が取り外せない小型家電」の例：電気シェーバー、ハンディ扇風機、加熱式たばこ、電動歯ブラシ、スマートフォン、タブレット、ワイヤレスイヤホン、コードレス掃除機、ロボット掃除機、携帯ゲーム機、懐中電灯、携帯音楽プレーヤーなど

(2) 一般家庭及び事業所等から収集された-液状一般廃棄物

種類	内容
し尿	くみとり便所から収集されたし尿
浄化槽汚泥	浄化槽の清掃により収集された汚泥

5 一般廃棄物の排出量の見込み

区分	発生量
燃やせるごみ	111,680t
容器包装プラスチックごみ	4,404t
紙類	2,356t
資源ごみ	4,571t
不燃(破碎)ごみ	4,495t
燃やせる粗大ごみ	4,173t
使用済乾電池等	319t
自治会等の資源回収	3,648t
ごみ総排出量 計	135,646t
し尿	22,272kl
浄化槽汚泥	73,755kl
生活排水 計	96,027kl

※ 「し尿」及び「浄化槽汚泥」は収集量

6 一般廃棄物の処理量の見込み及び処理主体

区分		収集運搬等	中間処理	資源化・最終処分
燃やせるごみ	家庭系	直営 14,402t 委託(15者) 50,047t	<焼却> 市(委託) 115,984t <破碎・焼却> 燃やせる粗大ごみ処理 ライン 市(委託) 4,173t	<再生利用> 焼却灰 13,166t 直営(ペットボトル) 100t 直営(金属類) 348t 委託(鉄・アル ミ・ガラスびん) 2,402t <埋立処分> 2,409t
	事業系	許可・直接搬入 47,231t		
燃やせる粗大ごみ	家庭系	直営 211t 委託(14者) 713t	<選別> ペットボトル手選別 市(委託) 100t <選別> 金属類手選別 市(委託) 348t	
	事業系	許可・直接搬入 3,249t		
容器包装 プラスチックごみ	家庭系	直営 1,024t 委託(16者) 3,377t	<選別> 不燃(破碎)ごみ処理 市(委託) 24t 委託 558t	
	事業系	許可・直接搬入 3t		
不燃(破碎) ごみ	家庭系	直営 586t 委託(16者) 2,047t	<選別> 委託 4,571t	
	事業系	許可・直接搬入 1,862t		
資源ごみ	家庭系	直営 759t 委託(16者) 2,644t	<選別> 委託 4,571t	
	事業系	許可・直接搬入 1,168t		
使用済乾電池等 (家庭系)		直営・委託・許可・ 直接搬入・拠点回収 319t		再生利用 319t
紙類 (家庭系)		直営・委託・拠点回収 2,356t		直接資源化 2,356t
自治会等の資源回収		3,648t		直接資源化 3,648t

区分	収集運搬等	中間処理	資源化・最終処分
し尿	委託（1者） 110kl 許可（12者） 22, 162kl	市（委託） 96, 027kl	<埋立処分> 15t <その他> 1,782t
浄化槽汚泥	許可（14者） 73, 755kl/年		

※ 「直営」：市の直接処理、「委託」：業者委託による処理、「許可」：市が許可する業者による処理
「直接搬入」：市民及び排出事業者による搬入、「拠点回収」：公共施設等での拠点回収処
「市（委託）」：市の施設の運転管理を業務委託し処理

※ 2024年（令和6年）11月の火災によるリサイクル工場の稼働停止に伴い、収集したごみについ
ては、当分の間、臨時的な措置として、次のとおり処理する。

- ・容器包装プラスチックごみは、ペットボトルを可能な限り選別・資源化し、残りは福山ローズ
エネルギーセンター（ふくやま環境美化センター）で発電に利用する。
- ・不燃（破碎）ごみは、リサイクル可能な小型家電などを選別・資源化し、火災の原因となる充
電式電池などを除去した上で、箕沖埋立地へ仮置きする。

7 ごみ処理実施計画

(1) 収集及び運搬計画

ア ごみステーション（集積場）収集

分別区分	収集回数	収集方法	排出方法
燃やせるごみ	週2回	ごみステーション （集積場）収集 ※内海町の燃や せる粗大ごみに ついては、戸別収 集とする。	排出者は、透明又 は半透明の中身 の見える袋や紐 等を使用するな ど、分別収集に支 障が生じないよ う排出すること。
容器包装プラスチックごみ	週1回		
資源ごみ	月2回		
紙類	月1回（走島町、内海町 及び沼隈町を除く。）		
	週1回（内海町） 月3回（沼隈町）		
不燃（破碎）ごみ	月1～3回		
燃やせる粗大ごみ	年4回		
使用済乾電池等	年4回		

イ 福山市ふれあい収集

ごみを自らごみステーション（集積場）まで持ち出すことが困難であると認められる高齢
者、障がい者等を対象に戸別収集を行う。

分別区分	収集回数	収集方法	排出方法
燃やせるごみ 容器包装プラスチックごみ 資源ごみ 紙類 不燃（破碎）ごみ 使用済乾電池等	週1回	戸別収集 ※敷地内の指定 する場所に排出 すること。	排出者は、透明又 は半透明の中身 の見える袋や紐 等を使用するな ど、分別収集に支 障が生じないよ う排出すること。

ウ 収集しない固形状一般廃棄物

区分	内容
事業系ごみ	事業活動に伴って排出されるごみは、可能な限り資源化などの減量に努め、排出者自らの責任において適正に処理しなければならないため、排出者又は排出者が依頼した固形状一般廃棄物収集運搬業許可業者（以下「許可業者」という。）が品目や性状ごとに定められた市の処理施設へ搬入する。
一時多量ごみ	引越しごみ、大掃除ごみ及び庭木の剪定ごみなどの一時多量ごみについては、排出者又は排出者が依頼した許可業者が、品目や性状ごとに定められた市の処理施設へ搬入する。
土砂、石、ブロック、コンクリート等	少量であれば受入が可能であり、排出者自らが市の最終処分場へ搬入する。
マッサージチェア、畳、エレクトーン、オイルヒーター	排出者又は排出者が依頼した許可業者が、品目や性状ごとに定められた市の処理施設へ搬入する。
水銀を含む体温計など	排出者自らが、市の処理施設、各環境センター又は廃棄物対策課へ持ち込む。
特定家庭用機器（ユニット形エアコンディショナー、テレビジョン受信機〔ブラウン管式・液晶式・プラズマ式・有機EL式〕、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機、衣類乾燥機）	排出者の責任において、次のいずれかの方法により、法に基づく指定引取場所へ運搬する。 ○新たに購入又は買替えをした販売店に依頼する（収集運搬料金及びリサイクル料金を負担する。）。 ○許可業者に依頼する（収集運搬料金及びリサイクル料金を負担する。）。 ○排出者自らが運搬する（リサイクル料金を負担する。）。
フロン類を含む専ら業務用として製造・販売されている機器（エアコンディショナー、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、除湿器、ウォーターサーバー等）	排出者の責任において、次のいずれかの方法により処理する。 ○フロン類を適正に処理できる業者へ依頼する。 ○フロン類を適正に処理できる業者に依頼しフロン類を回収したのち、回収証明書の写しを添えて市の処理施設へ持ち込む。
メーカーが行うリサイクル制度があるもの（パソコン、消火器、自動二輪、FRP 船）	排出者において、各協会等が実施するリサイクル制度を活用する。なお、パソコンについては、回収を実施している販売店のほか、市が実施する小型家電の拠点回収等への持ち込み又は認定事業者が実施する宅配便による自宅回収の利用を行う。
その他（バッテリー、タイヤ〔自動車、バイク〕、農機具、ガスボンベ、ピアノ、農薬、耐火金庫、自動車ホイールなどの処理困難物）	排出者において、購入した販売店などでの引取を依頼する。

エ 町内清掃等により発生した土砂等

町内清掃、道路清掃等により発生した土砂や草などについては、品目や性状ごとに定められた市の処理施設へ実施者自らが収集運搬するか、市（市が委託した事業者を含む。）が運搬する。

(2) 中間処理計画

ア ごみ処理施設

施設名・所在地	処理能力	処理量	処理（焼却） 残さ
リサイクル工場 福山市箕沖町107番地2	A：プラスチック ごみ処理ライン (選別) 45t/5h B：不燃性ごみ処理 ライン (破碎・選別) 115t/5h	※稼働停止中	
福山ローズエネルギーセンター (ふくやま環境美化センター) 福山市箕沖町107番地14	C：燃やせるごみ 処理ライン (焼却) 600t/24h D：燃やせる粗大ご み処理ライン (破碎・焼却) 16t/5h	C：115,984t D：4,173t	13,166t (焼却灰再生利用)

イ 資源選別施設

施設名・所在地	事業主体	処理形式	処理能力	処理量
福山リサイクルセンター（民間施設） 福山市箕沖町56番地1	福山市委託清掃 協同組合	磁選別・ 手選別	56.2t/8h	3,918t
神辺クリーンセンター（民間施設） 福山市神辺町大字湯野1540番地1	神辺クリーンセ ンター株式会社	磁選別・ 手選別	25t/8h	1,211t
内海リサイクルセンター 福山市内海町字新道644番地1	市（委託）	磁選別・ 手選別	1.6t/5h	24t

8 生活排水処理実施計画

(1) 収集及び運搬計画

内容	し尿	浄化槽汚泥
収集・運搬する廃棄物の量	22,272kl	73,755kl
収集区域の範囲	福山市内全域	福山市内全域
収集形態	走島町は委託、それ以外の区域は液状（し尿）一般廃棄物収集運搬業許可業者（別表1のとおり）	液状（浄化槽汚泥）一般廃棄物収集運搬業許可業者（別表2のとおり）
収集回数	おおむね月1回収集する。	浄化槽管理者の依頼により収集する。
収集の方法	各戸からの収集とする。	各戸からの収集とする。
その他	し尿等の搬送効率を高めるため、市内の3か所の中継施設（新浜・新市・深品）及び2か所の貯留槽（山野・芦田）に一時貯留し、中継施設のし尿等は汚泥再生処理センターで、貯留槽のし尿等は西部衛生センターで処理する。また、搬入区域については、市が指示するものとする。	

(2) 中間処理計画

施設名・所在地	処理方式	処理能力	処理量
Kanadevia 箕沖 Aqua （汚泥再生処理センター） 福山市箕沖町107番地2	膜分離高負荷脱窒素処理 ＋高度処理 資源化方式：助燃剤化	200kl/日	し尿 14,102kl 浄化槽汚泥 46,747kl
西部衛生センター 福山市松永町七丁目2番31号	標準脱窒素処理 ＋高度処理	150kl/日	し尿 6,382kl 浄化槽汚泥 20,604kl
走島し尿処理場 福山市走島町道閑11番地	好気性消化処理	2kl/日	し尿 110kl 浄化槽汚泥 53kl
内海し尿処理場 福山市内海町字岩谷2540番地	膜式高負荷脱窒素処理	31kl/日	し尿 1,678kl 浄化槽汚泥 6,351kl

9 最終処分計画

(1) 埋立処分施設

施設名・所在地	面積	埋立容量	埋立形式	区域内への 予定埋立量	浸出液処理設備 (処理能力)
		残余容量			
箕沖埋立地 福山市箕沖町10 7番地3	165,000 m ²	1,495,000 m ³	サンド イッチ 方式	不燃残さ 2,398 t 清掃土 4,651 t	5,600 m ³ /日 →公共下水道へ
		0 m ³			
新箕沖埋立地 福山市箕沖町10 7番地4	85,000 m ²	628,000 m ³			
		218,252 m ³			
内海埋立地 福山市内海町66 2番地	3,000 m ²	10,700 m ³	セル工 法	不燃残さ 11 t 清掃土 14 t	10 m ³ /日 →生物処理、凝 集沈殿、活性炭 ろ過→放流
		5,091 m ³			

(2) 搬入される廃棄物の種類

種類	搬入容量	搬入量
不燃残さ	1,614 m ³	2,409 t
清掃土	2,612 m ³	4,665 t

10 ごみの発生・排出抑制、資源化等の取組

市民・事業者・行政の協働により、環境にやさしい資源循環型都市の実現に向け、廃棄物減量等推進審議会等の意見を参考に様々な施策を実施する。

施策	内容
環境啓発・教育等による意識の向上	環境学習の拠点施設となるリサイクルプラザを中心に、環境講座等の充実と様々な環境情報を提供していくとともに、学校・地域・事業所などで環境教育を実施し、環境問題に対する市民の意識の醸成を図る。
集団回収の推進	子ども会、自治会等の集団回収に取り組んでいる団体に対し、「資源回収補助金制度」として補助金の交付を継続するほか、「資源回収協力店制度」や情報発信の充実により、集団回収の推進を図る。
生ごみ減量化・食品ロス削減の推進	食材の使いきりや食べきり、生ごみの水きりをさらに推進するため、情報発信を強化する。また、フードドライブの取組を継続する。
使い捨てプラスチック削減の推進	消費者に提供される使い捨てプラスチック（スプーン・ストローなど）の削減に向けた周知を図るとともに、事業者と連携し使い捨てプラスチックの削減や資源化への協力を促す。
プラスチックごみの資源化の推進	プラスチック資源循環促進法の趣旨を踏まえ、家庭から排出される「燃やせるごみに含まれる商品プラスチックごみ」と「容器包装プラスチックごみ」の一括回収及び資源化に向けて検討する。
事業系ごみの適正排出の指導	事業系ごみの展開検査や排出事業者への指導を定期的実施するほか、多量排出事業者には一般廃棄物減量計画書の作成・提出を求める。また、適正排出に向けて指導を強化するとともに、ごみの減量化や資源化を促進する。
リユースの推進	環境にやさしい行動としてリユースの取組を推進するため、SNS等様々な媒体を活用して周知啓発を行う。
個人、団体、事業者の表彰制度の実施	「ふくやま環境賞」等により、環境にやさしい取組を実践する個人、団体及び事業者を表彰し、その活動をより一層発展させるよう努める。
地域イベント等における環境情報の提供	環境イベントを開催するほか、地域イベント等と連携した環境啓発や環境情報の提供に取り組み、環境問題への関心を高める。
環境関連施設の見学会の推進	環境関連施設の見学会を継続し、ものづくりや観光資源を活用した新たな環境観光を推進することで、市民意識の高揚を図る。
使用済小型家電の資源化の推進	宅配による自宅回収サービスや公共施設での拠点回収について情報発信を行うほか、使用済小型家電の回収を推進する。
紙類の更なる資源化の推進	走島町を除く市域において、紙類（新聞、雑誌及び段ボール）の行政回収を行っているが、菓子箱などの資源化が可能な紙類が燃やせるごみとして出されていることから、周知啓発などを行うことで、回収拠点の利用を促進する。
情報発信ツールを活用した情報提供の推進	市民や事業者に対し、ごみの減量やリサイクル等の周知啓発と環境にやさしいライフスタイルの定着を促す環境情報等を市民に発信するため、広報誌やHPのほか、SNS、チャットボット等の情報発信ツールを活用し、分かりやすい情報提供となるように内容を充実させる。
民間事業者を活用したリサイクルの推進	資源化をさらに促進させるため、福山市一般廃棄物処理基本計画に基づき、新たなリサイクルルートを確保した民間事業者との連携協定や業務委託を視野に更なる資源化の取組を推進する。

施策	内容
高齢社会の進展等に対応したごみ出し支援	今後も高齢者のみの世帯などが増加し、家庭からの日々のごみ出しに課題が生じることが考えられることから、「福山市ふれあい収集」として、高齢者や障がい者等のごみ出し支援事業を全市で実施し、更なる生活の質の向上につなげる。
新たな中間処理体制の構築	2024年（令和6年）11月に火災が発生したリサイクル工場の被害状況の調査結果を踏まえ、復旧に向けた取組を早期に開始する。
新たな中間処理体制を踏まえた収集運搬体制の構築	ごみの収集運搬は、ごみ処理事業において市民にもっとも近い接点の部分であり、排出されるごみを生活環境の保全上支障がないよう速やかに収集し、中間処理施設へ搬入する必要があるため、引き続き、中間処理施設体制の方向性を見据えた効率的な収集運搬体制を検討する。 また、西部清掃工場、新市クリーンセンター、深品クリーンセンターの燃やせるごみの受入終了に伴い、福山ローズエネルギーセンター（ふくやま環境美化センター）までの運搬距離が延びる地域住民に対し、家庭から排出される草及び庭木の剪定枝の回収を市内3か所（西部清掃工場敷地内、かなべ市民交流センター駐車場及び新市クリーンセンター敷地内）において継続する。
最終処分量の削減と延命化方法の検討	最終処分場には、中間処理残渣、町内清掃土等が搬入されているが、残余容量に限りがあるため、搬入量の減量等、延命化の方法について検討する。
不法投棄対策	定期的なパトロールや自治会（町内会）・市民等からの連絡による情報把握、地域住民や警察署等との協働による不法投棄物の撤去作業等の取組を、市民等の協力を得て継続的に実施する。
在宅医療廃棄物等の適正処理	医療機関等の協力による適正処理を推進するとともに、市民等に対する適正排出に関する啓発を行う。また、医療関係機関等から排出される感染性廃棄物については、廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（環境省）に従い、適正処理を推進する。
充電式電池等の適正処理	「燃やせる粗大ごみ」の日に「充電式電池」及び「充電式電池が取り外せない小型家電」の回収を行う（取り外した充電式電池については、排出者において一般社団法人JBRCの協力店へ持ち込むことも可能）。 また、充電式電池等は、破損・変形により発火・発煙の危険性があり、収集車両や処理施設での火災の原因となる可能性があるため、適正な排出に向け、市民周知を継続する。
処理困難物の適正処理	市民に対して、適正排出に関する情報発信を行う。また、事業者による回収・引取を推進するとともに、個別物品の特性に応じた各種リサイクル法等による処理を行う。
災害廃棄物対策	多発する災害に備え、福山市災害廃棄物処理計画に基づき、市民や事業者に向けた災害廃棄物の排出方法の情報提供を行い、理解と協力の確保に努めていく。また、災害廃棄物の仮置場の選定等について検討する。

液状（し尿）一般廃棄物収集運搬業許可業者・区域

業者名	区域
朝日環境衛生（有）	旭町、入船町、王子町、卸町、霞町、川口町、木之庄町、北本庄、草戸町の一部（芦田川より東側）、熊野町、光南町、向陽町、桜馬場町、地吹町、清水ヶ丘、昭和町、住吉町、高美台、多治米町、千代田町、長者町、坪生町、坪生町南、寺町、道三町、奈良津町、西町、西桜町、野上町、花園町、東町、東川口町、久松台、古野上町、本庄町中、御船町、御門町、緑町、港町、南町、南手城町、南本庄、明治町、紅葉町、緑陽町、若松町及び神辺町（旭丘・上竹田・下竹田）
共栄サービス（有）	今町、胡町、沖野上町、笠岡町、神村町の一部（県道松永・新市線より東側、国道2号より南側）、北美台、北吉津町、佐波町、三之丸町、城見町、新涯町、新浜町、大黒町、宝町、西新涯町、延広町、東桜町、東吉津町、伏見町、船町、本町、松浜町、丸之内、明王台、元町、吉津町、横尾町、横尾町一丁目・二丁目、駅家町（今岡・大橋・上山守・下山守・近田・坊寺・向永谷）及び神辺町（下御領）
（有）川崎商事	青葉台、赤坂町、伊勢丘（五丁目12の一部）神島町、春日町、春日台、春日池、郷分町、瀬戸町、津之郷町、能島、東手城町、東明王台（1番の一部・3番の一部・4番の一部を除く。）、日吉台、山手町及び神辺町（川南）
来山環衛工業（有）	草戸町の一部（芦田川より西側）、田尻町、鞆町、東明王台（1番の一部・3番の一部・4番の一部）、箕沖町、箕島町、水呑町、水呑町三新田一丁目・二丁目、水呑向丘、駅家町（中島・法成寺）、北匠町の一部（1番12～15、1番34～39、1番46～52）及び神辺町（上御領・八尋）
（有）佐伯商事	伊勢丘（五丁目12の一部を除く。）、大谷台、加茂町、鋼管町、蔵王町、城興ヶ丘、大門町、東陽台、西深津町、東深津町、引野町、引野町北、引野町東、引野町南、平成台、幕山台、三吉町、三吉町南、南蔵王町、明神町、山野町、駅家町（雨木・助元・新山・服部永谷・服部本郷・弥生ヶ丘）、北匠町の一部（1番12～15、1番34～39、1番46～52を除く）及び神辺町（東中条・西中条・三谷）
西日本興業（有）	曙町、一文字町、千田町、手城町、御幸町、駅家町（江良・倉光・万能倉）及び神辺町（徳田・新徳田・湯野・新湯野・箱田・平野）
（有）アイ・クリーン	今津町の一部（本郷川より西側）、今津町四丁目の一部（市道松永中央線より南側）、今津町五丁目の一部（市道今津27号線より西側）、今津町六丁目・七丁目、金江町の一部（市道藤江50号線・市道柳津金江1号線より北側、鞆松永線より西側）、神村町の一部（県道松永・新市線より西側、市道本郷神村2号線・市道神村宮前幹線・松本4号線・市道神村124号線及び128号線を結ぶ道路より北側）、高西町、東村町、本郷町、松永町二丁目・三丁目・六丁目・七丁目、南今津町、南松永町、柳津町及び神辺町（川北）
（有）フジメンテナンス	今津町の一部（本郷川より東側）、今津町二丁目・三丁目及び四丁目の一部（市道松永中央線より北側）、今津町五丁目の一部（市道今津27号線より東側）、金江町（市道藤江50号線・市道柳津金江1号線より北側のうち鞆松永線より西側を除く。）、神村町の一部（県道松永・新市線より西側、市道本郷神村2号線・市道神村宮前幹線・松本4号線・市道神村124号線及び128号線を結ぶ道路より南側、国道2号まで）、藤江町、松永町、松永町一丁目・四丁目・五丁目、宮前町及び神辺町（道上・新道上・十三軒屋・十九軒屋・新十九）
（株）オガワエコノス	芦田町
（有）内海衛生社	内海町
（有）土井商事	新市町
（株）アースウイング	沼隈町

液状（浄化槽汚泥）一般廃棄物収集運搬業許可業者・区域

業者名	区域
朝日環境衛生（有）、共栄サービス（有）、（有）川崎商事、来山環衛工業（有）、（有）佐伯商事、西日本興業（有）、（有）アイ・クリーン、（有）フジメンテナンス、（株）オガワエコノス、（有）内海衛生社、（有）土井商事、（株）アースウイング、（株）浄管センター、（有）生必クリーナー	福山市内全域